

## 奈良県 SDGs企業認証制度ロゴマーク使用ガイドライン

### (趣旨)

第1条 このガイドラインは、「奈良県 SDGs企業認証制度実施要綱」に基づき、奈良県(以下「県」という。)が認定した企業(以下「認証企業という。’)であることを表すために作成した、奈良県 SDGs企業認証制度ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (デザイン)

第2条 前条のロゴマークのデザインは、別図(1)及び別図(2)のとおりとする。

- (1) アドバンス認証
- (2) スタンダード認証

### (使用対象者)

第3条 ロゴマークを使用できるのは、次の各号に定める者(以下「使用者」という。)とする。

- (1) 認証企業(ただし、認証を受けた区分のロゴマークに限る。)
- (2) 県及び県がロゴマークの使用を認めた者

2 使用者が第4条に従いロゴマークを使用する場合は、県への申請は要しない。

### (ロゴマークの使用)

第4条 ロゴマークは、認証企業であることの証明及び SDGsに関する活動の広報を目的とする場合にのみ使用し、次に掲げる使用は禁ずる。

- (1) 法令又は公序良俗に反する方法で使用する事。
- (2) 特定の個人又は団体を県が支援し、又は公認しているような誤解を与える方法で使用する事。
- (3) 商品及びサービスを県が支援し、又は公認しているような誤解を与える方法で使用する事。
- (4) 県又は県が認めた者でない者が意匠法(昭和34年法律第125号)に基づく意匠の登録、商標法(昭和34年法律第127号)に基づく商標登録及び知的財産に関する権利の設定又は登録をすること。
- (5) 第1号から第4号までに掲げる使用のほか、知事が不相当と認める方法で

使用すること。

(使用方法)

第5条 ログマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別図(3)に定める指定のカラーを使用すること。
- (2) 変形(縦横比が等しい拡大又は縮小を除く。)やログマークの外枠の範囲内に他の文字や色等を配置しないこと。

(使用料)

第6条 使用料は、無料とする。

(使用期間)

第7条 使用期間は、認証期間内とする。

(使用者の責任)

第8条 ログマークの使用により県に損害を与えた場合、県はその賠償を請求することができる。

2 ログマークの使用に起因する事故、苦情又は第三者との紛争が生じた場合、使用者は速やかに県に報告するとともに、自己の責任と負担においてその処理に当たらなければならない。

3 前項の場合において、使用者に生じた損害に対して、県は一切の責を負わないものとする。

(報告)

第9条 県は、使用者に対して、必要に応じて使用状況等の報告を求めることができる。

(使用の禁止)

第10条 使用者が、第4条により禁止された方法によりログマークを使用した場合、県は当該使用者に対してログマークの使用禁止を命じることができる。

(その他)

第11条 ロゴマークに関する著作権は県に属し、その運用に関する事務は、県産業部産業創造課において行う。

- 2 県が必要と認める場合、この要領を予告なく変更できるものとし、この場合において、使用者は変更後の要領に従わなくてはならない。
- 3 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は別に定める。

別図(1) (アドバンス認証)



別図(2) (スタンダード認証)



別図(3) (色の指定)

